

安八町告示第15号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年1月15日付で提出された住民監査請求書[安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)]について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年1月30日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二  
碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年1月15日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年10月23日、東海環状自動車道整備促進総決起大会の折のタクシー代 1,610円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月23日付 安總第4380号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月23日付 安總第4381号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月23日付 安總第4382号 情報公開請求却下通知書

6. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年1月16日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年10月23日、東海環状自動車道整備促進総決起大会の折のタクシ一代 1,610円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年1月27日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年1月27日に監査を実施した。

## （2）監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。



## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

（1）平成30年8月29日付 道建第120号、県土第07-30号「平成30年度東海環状自動車道整備促進総決起大会（以下「大会」という。）の開催について（ご案内）」が、岐阜県知事並びに三重県知事から安八町長（以下「町長」という。）に送達された。

（2）（1）の内容は、「1 日時：平成30年10月23日（火）14時30分から15時45分／2 場所： [REDACTED] / [REDACTED]

[REDACTED] T E L [REDACTED] / 3 主催：岐阜県、

三重県／4 共催団体：①東海環状道路建設促進期成同盟会、②岐阜県議会東海環状自動車道西回りルート建設促進議員連盟、③東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会、④東海環状自動車道建設促進揖斐川流域市町連合、⑤岐阜・三重県境間東海環状自動車道建設促進協議会、⑥本巣・瑞穂・大野・神戸・東海環状自動車道建設促進協議会、⑦東海環状自動車道三重県区間建設促進期成同盟会、⑧東海環状自動車道岐阜県西部地域建設促進期成協議会、⑨東海環状自動車道西濃地域建設促進期成協議会、⑩三重県区間沿線の商工会議所、商工会（四日市商工会議所、桑名商工会議所、いなべ市商工会、東員町商工会）であった。

（3）町長が大会に出席する目的は、「東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つであり、持続的な経済成長を実現するために必要な高規格道路であり、また、首都圏と近畿圏、日本海側圏域と太平洋側圏域を結ぶロータリーとして機能することから、ミッシングリングとなっている西回り区間が整備されることにより、我が国の産業競争力の強化や、災害時の多様で効果的なリダンダンシーの確保につながる等、絶大な効果が見込まれている。このことは、当然に安八町第五次総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げるまちづくりの実現のためにも必要不可欠である。」と考えていたことから、大会の出席者らとそれぞれの立場で、若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを推進していくための当面の

課題を解決するための具体的な意見交換をすることであった。

- (4) 大会には、(3) の目的を持って町長が、併せて安八町議會議長（以下「議長」という。）、産業振興課長、建設課長（以下「町出席者ら」という。）がそれぞれの立場で出席した。
- (5) 町出席者らは、大会終了後、会場であったJA共済ビルから東京駅八重洲口までの移動において請求書中、事実証明書②にて示されているとおりタクシーを利用した。
- (6) 町出席者らは、大会の機会を利用して、(3) の目的を達成した。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第2条第14項

地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない旨が規定されている。

### 2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

### 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要な支弁をするものである旨が規定されている。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件の出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、面談の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っておらず、本当に本件に出席したのか、についても疑義を生ずるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について (4) につい

て、その公務性を検討することとした。

町長並びに議長はそれぞれの立場で、総合計画に掲げるまちづくりを実現するため大会に出席している。

なお、産業振興課長並びに建設課長は、安八SIC建設やその周辺における土地利用に関する行政側の実務責任者であったことから、大会における町長や議長の補助的な役割を担うため同行した。

つまり、町長並びに議長が同／(4)にいう大会に出席することは、安八SICの効果を最大限に有効活用し総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現することにおいて、東海環状自動車道沿線の首長らをはじめ大会出席者らの理解と協力は必要不可欠であると考えており、かつ将来にわたって総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現するための効果が期待できることから、社会通念上の相当性が認められる。

このような事情等を総合すると、町出席者らが大会に出席することは総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現するための適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、大会の機会を利用して、安八SICの効果を最大限に活用し、総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現するため、その課題につき積極的に意見交換することは、町出席者らの職務の範囲内であり、公務であった大会への出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。

